

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業における換地計画のうち換地設計を、土地区画整理法第88条第2項の規定を準用し、下記のとおり公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第3条及び第55条の2の規定により次のとおり公告します。

なお、当該換地設計について意見のある利害関係者は縦覧期間内に意見書を提出することができます。

令和5年12月4日

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業  
施行者 京都市  
代表者 京都市長 門川大作

1 縦覧場所 京都市伏見区深草五反田町112番地

京都市南部区画整理事務所

2 縦覧期間 令和5年12月5日から同年12月22日まで

（ただし、土曜日、日曜日は除く。）

3 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

（南部区画整理事務所）